

全農薬通報

No292

平成 26年8月 20 日

目 次

◎組合からのお知らせ

- ・ 農薬シンポジウム報告（山口・長崎）
- ・ 組合員の動き等

◎主な行事予定

- ・ 全国農薬協同組合
- ・ 植物防疫関係団体

◎お知らせ

- ・ 平成 2 6 年度植物防疫地区協議会日程（植物防疫ブロック会議）

◎全農薬ひろば

- ・ ノウゼンカズラ



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1. 農薬シンポジウム in 山口

- 日時：平成 26 年 6 月 24 日（火） 13：30開演～16：30閉演
（13：00より受付開始）
- 会場：山口南総合センター（多目的ホール）



会場：山口南総合センター（多目的ホールの外観）

• 議事：知って安心、調べて安全」農薬を正しく知ろう「農薬シンポ in 山口」

第1部：基調講演：「農薬とは何？」

講師：千葉大学名誉教授 本山直樹先生

第2部：パネルディスカッション

講師の本山先生に加え、消費者代表、生産者代表、病害虫防除専門家を交え、「農薬と食

の安心、安全」をテーマに議論します。

- 午前 11 時からの事前打ち合わせ（会場控室）



【事前打ち合わせの様子】控室にて当日の進行表に基づきシンポジウムの進め方等について打ち合わせを行った。



農薬シンポジウム受付状況

○ 総合司会の勝津正夫さん

○ 挨拶する安全協田中康貴会長



【開会】

本日の農薬シンポジウムの主催者の全国農薬安全指導者協議会（安全協）の活動内容を挨拶の中で説明。また、安全協活動一つである、「一般消費者に対し農薬の正しい知識を学んでいただく活動」の一環として、一般消費者の皆さまに農薬を正しく理解していただくために開催したと挨拶。

第一部 「農薬とは何」千葉大学名誉教授 本山直樹先生



農薬が直面している問題 “社会的バッシング” まず、会場の皆さんに「農薬についてのイメージを聞く」と、会場の多くの人が次のような悪いイメージ持っていた。農薬を使った農作物には農薬が残留していて体に悪い。農薬散布は周辺に飛散して住民の健康に危険。農薬は非標的生物（メダカ、ホタル、トンボ、ミツバチ等）に悪影響を及ぼして生態系を貧弱にしている。農薬は土壌や環境中に長期間残留

し、生物濃縮される。農薬は散布作業者の健康に悪影響を与えている。だから、農薬はできるだけ使用を減らすか使用禁止にすべきである。

本山直樹先生は、基調講演で、「農耕地は人工的な空間であり、自然の生態系の多様性やバランスは存在しない。また農作物は人間が食べることに適したように育種・選別した植物なので進化の過程で獲得してきた外敵に対する防御資質（天然毒素）が除去されている。といった大前提を説明。人類の繁栄（人口増）を支えたのは農薬の役割が非常に大きかったこと。続いて、戦後の農薬の功罪について詳しい説明があり、死亡事故が多かったパラチオンも稲の害虫であるニカメイガ防除の特効薬のため禁止することが出来なかったこと等を我が国のイネの単収の変遷と合わせて説明。次に農薬の規制、（登録、残留基準）などを説明し「安全を厳格に管理された農薬で守られ生産された農産物は安全。農薬は費用対効果の高い作物保護資材で、リスク管理をしつつ適正に使用して食料生産確保に前向きに活用するべき」と講演された。



会場には山口県立農業者大学校の生徒の皆さん48人、山口県の農業高校の代表者のみなさんが参加していただき、熱心に講演を聞き入っていた。

第2部 パネルディスカッション「食の安全を意識した農産物について」



パネリスト紹介

向かって右より、消費者の立場から、山口県地域消費者団体連絡協議会会長 吉富崇子さん。生産者の立場から、農事組合法人うもれ木の郷事務局長 田中敏雄さん。農薬専門家の立場から、千葉大学名誉教授 本山直樹先生。病虫害防除の専門家の立場から、山口県病虫害防除所 角田佳則さん。流通業者の立場から、宇部市中央卸市場（株）双葉宇部支

社開発部課長 森川好宏さま

ひとりひとり農薬についての考えを踏まえながら自己紹介。

司会者：私は時々スーパーに行くと、色とりどり野菜果物が並んでいる。率直なところ、無農薬栽培で栽培した農作物は価格が高い。農薬を使った普通栽培のものは価格が安くてきれい。正直なところ、価格があまり高くなかったら無農薬栽培のものに手が伸びる。

皆さんはどう思いますか？・・・

流通面から森川さん農薬についてどのようにお考えですか・・・

森川さん（流通業者）：本日、本山先生のお話を聞いて農薬とは殺虫、殺菌、除草剤等があって、取扱基準を守れば人間に悪影響が無く、農家に必要なアイテムであると認識した。市場ということもあり実際には、無農薬栽培農産物も扱っているが、流通面ではやはり肌がきれいで見え目が良い物が流通の主体である。消費者の皆さんは、美味しそうで、きれいな物を選んで購入すると思う。私は、残留農薬については目に見えないもの恐ろしい物と思っている。実際は、中々難しい問題とっております。

司会者：農薬そのものについてのお考えをお聞かせ下さい

吉富さん（消費者）：自分のことは別にして、大方の消費者は、農薬についてこう思っている、多分「怖い」、農薬はなるべく使ってほしくない、これが本音だと思います。ただ、選択することは消費者自身が決めることなのですが、中々、それが選択に繋がらない。例えば減農薬であったり有機農法であったり、良いなーと思っても買えない。買い求める場所が少ない、品数が揃っていない、買い求める品が無い、例えばキュウリが欲しいと思ってもキュウリがなかったりする、根本的には価格が高い、やっぱり割高、1割から2割、下手すると1.5倍位高いものもある。お財布と相談すると買いたいと思っても買えないという状況と思っています。

ただ、よく考えると、消費者も農薬を使っている意味合いを勉強する必要がある。危険な物はそのまま国が認めて、他国もやっている、自分の国もやっていると言うことはあり得ない。どう考えても、やっぱり国民の命に関わることですからきっちり管理されていることだろうし、きっちり規制されているものでないかと捉えれば、消費者自身が良く勉強をして情報を得ながら、その中から自分なりに選択するということが必要と思っています。

司会者：消費者も色々な立場があるし、考え方がありますが、例えば選択肢をとっても最近が増えてきつつあるとは思いますが、・・・

吉富さん（消費者）：そういう意味においても、知識があるということは非常に大事なことです。きょう、本山先生の話を知ることができて、私自身は農薬については前からいろいろな機関で勉強させてもらっているが、なかなか農薬に対する理解が浸透しない。農薬は安全・安心ですよ、使い方はこうなんですよといわれるんですが。実際、昨日みたいなニュースが流れてくると（県の農業者大学校でピーマンに希釈倍数を間違えて農薬を散布してしまったものがアンテナショップに出品されていた。）やっぱり先生のいうことは少し違うのではないかなと思う方がきっと多いと思う。

やはり生産者の方には使い方、管理の仕方をきちんとして頂きたい。これから担い手の高齢化が進んで来ますと、果たしてあの小さな文字の農薬ラベルをきちんと読むことが出

来るんだろうか、希釈がきちんと出来ているんだろうか、その辺がやっぱり問題かなと思っている。使い方をしっかりして頂く、また、リスク管理をチェックして頂く、その上に立って、農薬を正しく使って頂くということが必要と思う。

生産者：８０才のおばあさんが農薬を１０００倍に希釈するような現状もある。この点については、一度事件が起きると大変なので、生産地区全体で問題が起きないように対応していきたい。

防除所長：日本の基準は厳しく出来ている。基準を守って頂くよう、最新の情報を提供して農薬適正使用の啓蒙活動をしていきたい。

行政として：平成１８年以降、ポジティブリスト導入により大変厳しくなって来ている。知らない間に基準値が変わるとか、農薬の適用が無くなるとか頻繁にあるので農薬の最新の情報に注意してほしい。生産者も農協等に相談し、最新の情報で農薬を使って欲しい。

田中さん（生産者）：農薬に対する最新の情報は農協、普及センター等から届けて頂いている。

吉富さん（消費者）：消費者にたいし、エコ農業、減農薬とか基準が曖昧でよくわからない曖昧な言葉で消費者の購買を誘うような言葉が多い。消費者は自ら学習し惑わされてはいけない。

会場からの質問（:消費者）

残留農薬について質問、出荷前には安全基準を守って出荷していると言いますが、キャベツを例に取ると、店頭には虫食い一つないものが並んでいる。人間には安全でも虫には致死量の農薬が残っているのではないかと不安。虫が食べないものを何で私達人間が食べて安全なのか疑問。その辺をわかりやすく説明して欲しい。



本山先生：残留農薬分析は畑で収穫したものを洗わずそのまま分析している。それでも残留していない。キャベツの場合、外葉は取って出荷しているし、畑で害虫が防除されているから虫がいないので、従って、八百屋の店先では虫がついていない。また、農薬は害虫を殺すが人間には全く安全というものが登録されているので心配無用。

山口県病害虫防除所角田佳則所長：農薬は薬剤の種類により、農薬使用基準には「収穫前日まで」使用できるものや、「収穫２０日前まで」使用できるという基準があります。

農薬の性格から、収穫前日まで使用できるものは、一般に残留しにくく、散布しても農作物の内部に染み込まないので、キャベツを例に取ると、外葉１枚剥けば残留基準値以下になるというものです。また、「収穫２０日前まで使用」というものであれば、ある程度、植物体内に浸透するが、２０日もすれば、農薬の成分が無くなり、残留基準を下回るというものなので、人間には害が無いということです。

「農業高校生徒」夢ものがたりかもしれませんが、私は、高校を卒業したら、農業に関するアプリケーションを作りたいと思って、情報関係の学校に進学したいと思っている。農業に関するアプリケーションを作りたい、それは地域ごとの天気を把握して「これから雨がふるよ！」とかを農家に知らせたり、コラムを載せたりして農家の身近なものを



を作りたい。農業は気象との戦いだと聞いているので、地域に対応したアプリを作りたい。

病虫害防除所：いちばん問題なのは、基本であるデータベース作成が必要、作物に関するデータであるとか、病虫害の発生に関する、農業に関する、色々なデータを収録しなければならないので一人ではかなり難しいと思いますが、大きな夢の実現のため、皆さんで農家のために起業して頂きたい。夢実現のため頑張ってください。

吉富さん（消費者）：若い人が農業に関心を持つことは大切。生産管理する情報を集めて分析して地域にあった情報を発信していく、生産者の手間暇が助かると思う。全国的なものは難しくても、農業は地域性のあるものだから地域にあったものを起業していくことは夢があって良いと思う。

閉会：質問はまだあると思いますが、そろそろ予定の時間となりましたので、最後に全国農薬協同組合山口県支部長に閉会の挨拶をお願い致します。

挨拶：全国農薬協同組合山口県 佐伯誠 支部長：今日は、お忙しいところ多数の皆さんにお越しいただき、ありがとうございました。



本山先生の基調講演により農薬についてある程度ご理解を深めていただいたのではないかと思います。私もそばで聞いておまして、まだ、消費者の皆さんは煮え切らないのではないかと思います、ひとつ補足をさせていただきたいと思います。先ほどの先生方のお話から、残留農薬のお話が御座いましたが、農薬は化合物、有機化合物の形をしていて、その時には病虫害に対して色々な作用をしますが、散布後は、速やかに光や色々な自然界からの作用により分解されます。ですから、収穫された農作物には基本的に残留農薬はゼロだという考えで作られています。ですけど、万・万が一残ったといたしましても、安全だと思われる基準に、更に100倍の係数を掛けて作られた基準値以内に収まるような使用基準が設定されています。

農薬は残留している。農薬はそのまま残るとされている

方もいると思いますが、農薬は分解されるんだというのが基本であります。それと、もう一つは農薬が農水省に登録されています。これは、各農薬メーカーの科学者が、色々な観点から りんごのどういう虫に効くとか目的を持って化合物を合成いたします。それを今

日の科学的水準で、毒性問題をクリアーできるすべての試験を実施します。それを全部クリアーしたものだけが農薬として登録されているわけです。今日では2万～3万件に1つの化合物しか農薬として登録にならない。しかも国が決めた色々な厳しい基準をクリアーしたもののみが農薬として登録されております。

一方、世界には飢餓人口が8億人もいます。基本的に人口は増え続けておりますが、残念ながら日本人は減っておりますが、食料は地球的に見ると足らない方向に進んでいる。それに対処するため、いろいろな技術をもつて農産物増産を図らなければいけない。より安全の農薬を開発してより安全な農産物を生産するのが我々の役目と思っている。これからも農家の方々と一緒になって、安全/安心な農産物の安定供給に向けて頑張っていきたいと思っております。本日は本当に有難うございました。

司会：これを持って農薬シンポジウム in 山口を閉会いたします。有難うございました。

2. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

・日時：平成26年6月26日(木)、15時30分～16時30分

・場所：全農薬9F会議室

・議題：

1) 全農薬受発注システムの利用促進計画について

2) 平成26年度活動計画について

① 仕切り書機能(ペーパーレス化)について

3) その他

・出席会員：シンジェンタジャパン(株)、住友化学(株)、日産化学工業(株)、日本農薬(株)
Meiji Seika ファルマ(株)、バイエルクロップサイエンス(株)、丸和バイオケミカル(株)
石原バイオサイエンス(株)、三井化学アグロ(株)、サンケイ化学(株)、(株)電算システム
全農薬事務局(堀江専務)

3. 農薬危害防止に関する講演会(農薬工業会主催)

農薬による危害の実態及び原因解析と防止に向けての取り組み

・日時：平成26年6月24日(火)、13時30分～17時

・場所：日本教育会館8階 第二会議室

・プログラム：

13:30～13:35 開会挨拶

1) 13:35～14:15 「H26 年度危害防止運動の実施について」

「H24 年度事故事例の分析」

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 農薬対策室

2) 14:15～14:45 「農薬工業会の安全対策活動」

・安全対策委員会の活動について・ホームページによる情報提供について

・リーフレット、冊子などの活用について

農薬工業会 安全対策委員会 原委員長

14:45～15:00 休憩

3) 15:00～16:20 「日本中毒情報センターの活動紹介」

- ・センターの紹介と活動・農薬による最近中毒事例、動向・年齢別事例の推移
- ・コンソーシアムの紹介

(公財)日本中毒情報センター 荒木課長

4) 16:20～16:50 「電話相談および講師派遣から窺える農薬適正使用への課題」

(公社)緑の安全推進協会 石島農薬相談室長

16:50～17:00 質疑応答、アンケート記入

閉会挨拶

17:00

閉会

- ・出席者：全農薬事務局（堀江専務）

4. 農薬シンポジウム in 長崎

日時：平成 26 年 7 月 11 日（金）、13:00～15:50

場所：諫早文化会館



会場外観



農薬シンポジウム受付状況

開会

○田中安全協会長挨拶



台風 8 号の襲来が心配されましたが幸い無事通過し、本日は 300 人を超す御参集の皆さんに感謝いたします。本日の主催者である、全国農薬安全使用者協議会（安全協）は、全国農薬協同組合の下部組織で次の活動をしている団体です。

1. 実際に農薬を使われる農家の皆さんに対する農薬危害防止の啓蒙。
2. 農薬を適正に使って、農産物の安全、環境への安全に努めましょう。

3. 一般消費者に対し農薬の正しい知識を学んでいただく活動。

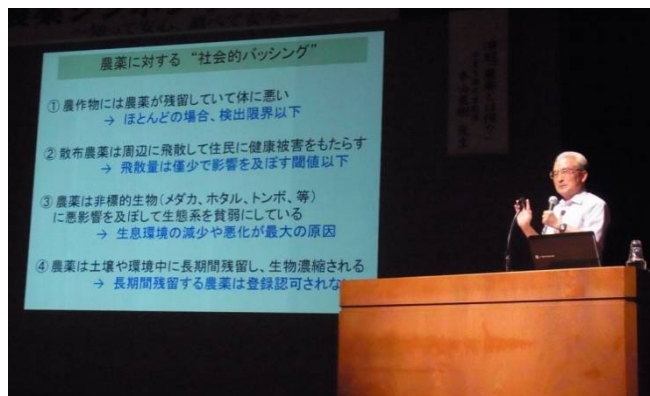
特に本日の農薬シンポジウムは、3番目の一般消費者の皆さまに農薬を正しく理解していただくために開催致しました。農薬は一般的に悪いイメージを持たれているが、本当に農薬が無くなった時を考えてほしい。皆さん何気なく食べている農作物が病虫害、雑草により収穫が出来なくなったり、農家の皆さんが生活で出来なくなる様な事態が生じます。

また、日本人は恵まれた飽食の時代にいるから農薬の必要性について日頃考えていない。本当に農薬は怖い物なのでしょうか？ 本日は、農薬の日本に於ける第一人者の千葉大学名誉教授の本山先生にその辺についてご講演いただくようにしております。その後、生産者、消費者、行政、植物防疫の専門家を交えたパネルディスカッションを行います。また、会場からの質問を受けつけますので、短い時間ではありますが、農薬について正しい知識を習得していただけたら幸いです。と挨拶された。

第一部

「農薬って何」

千葉大学名誉教授、元農林水産省農業資材審議会農薬部会長本山直樹先生による基調講演。



○農薬とは何？

農薬とは、「農作物を加害する病虫害、雑草、ネズミなどを防除して作物を保護し、農業の生産性を高めるために使用する薬剤」、ただし「天敵」および「植物成長調整剤」も農薬に含める。

また、農薬取締法に基づき農薬登録

されているものをいう。なお、農薬と同じ有効成分が含まれていても、衛生害虫、不快害虫、貯蔵害虫、非農耕地、木材保存、などを対象に使われる殺虫剤・殺菌剤・除草剤は農薬ではない。

○農薬の必要性

農作物は何故保護することが必要か、農耕地は生物多様性の貧弱な人工的な空間なので自然の生態系のバランスは存在しない単純生態系。農作物は人間が食べることに適したように品種改良、育種で選抜した植物なので進化の過程で獲得してきた外敵に対する防御物質（天然毒素）が除去されている。

品種改良：農作物は人間が食べることに適したように育種で選抜した植物なので進化の過程で獲得してきた外敵に対する防御物質（天然毒素）が除去されている。

このため、農薬による保護が必要。**農薬が果たしている役割：**農作物を病虫害・雑草の害から保護し、最大収穫量を安定的に確保、虫食いや傷のない高品質の収穫物の生産を可能にする。労働生産性の向上。消費者にとっては、安全でおいしい農作物やその加工食品が安価に入手できるといった、メリットがある。

○今の農薬は昔に比較し極めて安全性が高い

昔の農薬に比較すると、現在登録されている農薬のヒトに対する毒性は極めて高い。具体的に例示すると、パラチオン剤の急性毒性は、ラットに対する半数致死濃度（LD50

(mg/kg))は2、同じ作用機構を持つフェニトロチオン(商品名:スミチオン)は570、マラチオン剤は2,800となっている。このため米国では、カリフォルニア州にメキシコから地中海ミバエが侵入してきた時は、町中に空からマラチオン剤を散布した。それは、これだけ安全性があるからです。

従って、現在の登録農薬は極めて安全性が高いと言えます。また、残留農薬に関しては、現行の農薬管理システムは機能していて食品への農薬残留問題は実質的に存在しないし、生態系への悪影響についても大きな問題は見られません。

○農薬は化学物質であるので、リスク管理が大事

農薬は作物保護に必須の費用対効果の高い資材なので、リスク管理をしつつ適正に使用して食料生産確保に前向きに(必要悪としてではなく)利用すべき。但し、頻繁な散布による作業員への負担の大きい分野(例:施設栽培、果樹園など)では、負担を軽減する防除技術の開発が必要。

第2部 パネルディスカッション



パネルディスカッションは、まず最初、自己紹介を兼ね、自分の仕事、農薬に対する考え方を延べながら、長崎県農産園芸課中村吉秀係長から順に、食のコミュニケーション円卓会議代表市川まりこ様、千々岩町農業研究会荒木政勝様、農薬工業会技術部長横田篤宜様と自己紹介。

続いて、司会の小川麻美様から本山直樹先生、長崎県病害虫防除所松尾和敏所長の紹介後、コーディネーターの長崎県病害虫防除所長松尾和敏さまに司会をバトンタッチ。長崎県病害虫防除所の松尾所長の司会でパネルディスカッションが進行。





会場には長崎県立農業者大学校の皆さん 48 名が熱心に聴講。

今日のシンポジウムの目的は農薬そのもの、農薬の役割、必要性などを消費者と生産者が相互に認識し合っ、お互い食物に対する信頼性を確保し、安心な生活を送れるようにすることが目的。

コーディネーター松尾さん：消費者の立場から市川さん何かありますでしょうか？

消費者代表市川さん：本山先生のお話にもありましたが、農薬はきちんと使用法とか希釈濃度を守って使われるという大前提があって、安全と言うものが消費者にきちんと伝わるといった趣旨の話がありました。生産者の荒木さんにお聞きしたい。消費者は朝昼晩いろいろな農産物にお世話になっている。ただ、その農産物が栽培されている現場をいちいち見ているわけではない。消費者は作った方々の農産物を最終的には信頼するわけですが、実際それを作っている荒木さんにとって農薬を使用する場合こういうことに気を配って使っている。こういうところを消費者に分かってほしいところがあったら教えてほしい。

農家代表荒木さん：自分たちは生産者として収穫を上げてものを出荷して生活している。今、農薬が全く使えなくなったら、作付け面積にもよるが、自分の場合は 4 分の 1 の面積も管理が出来なくなる。このため収入が確保出来ず、農業を辞めざるを得なくなる。農薬



使用に当たり、自分が気をつけている点は、農薬を散布して一番影響を受けるのは生産者の我々だと思っている。従って、使用基準に基づき散布に気を使って使用している。

コーディネーター松尾さん：荒木さんはジャガイモを 3ha、タマネギを 1 ha 作っている。長崎県は耕地面積が少ないので連作をせざるを得ない。もし農薬を使わなければ収量と品質が落ち農家の収

入が減る。農薬使用者は使用基準どおり使えば散布者にも影響がないようになっていると思いますが、本山先生か農薬工業会の横田さん使用基準の考え方についてお答え下さい

本山先生：使用基準は環境に対する影響と、できた収獲物を食べる消費者に対する影響については大丈夫なように設計されている。農薬散布者が一番暴露量が多い、散布者はメガネやマスクをしたり、肌を露出させないといった対策を講じないと危険。使用基準それだけでは散布者の安全を守ることは出来ない。メガネ、マスク、防除衣着用をしっかりと頂きたい。

農薬工業会横田さん：散布者に対する暴露は急性毒性が主体と思うが、経口、接触、吸入



毒性試験データ等。メーカーも農薬申請時にデータを提出している。それに基づき、農水省が使用者の安全を守るため、「使用時安全検討会」を設け、どのような注意書きが必要か検討している。その結果が手袋、マスクの着用等、農薬登録時の使用上の注意事項に反映されている。

消費者代表市川さん：例えば、消費者は商品を買求めるとき、食品パッケージの表示を見て自分で判断し買求めるが、農薬を使われる現場のものが農薬についている表示（ラベル）を見たときにちゃんと安全性とか使い方とかが分かりやすいようになっているのかと気になった。今、食品表示に関しては、消費者にもっと分かってもらうように国全体で変えていく大きな渦中、プロセスの中にある。農薬に関しての表示というのは散布する人の安全という立場で見るとどんな状況になっているのか？安全に資するようにちゃんと対応されているのでしょうか。

本山先生：それぞれの農薬は、少し眼に刺激性があるとか、少し皮膚に刺激性があるとかそれぞれ特徴があります。それはきちんとラベルの中に注意書きが書かれています。

農薬工業会横田さん：農家の現場が使われている使用基準につきましてはラベルの適用表に書かれている。人に対するリスクについては使用上の注意事項に書かれている。また、環境についても、例えば蜜蜂の巣箱が近くにある場合はミツバチの巣箱及びその周辺に近づかないようにする。池がある場合は飛散、流入が無いように気をつける。とか環境影響についても記載されている。ラベルの中に注意書きが記載されています。

コーディネーター松尾さん：農薬も色々な種類があり、肌が弱い人に対しては皮膚が爛たり、肌荒れするので注意しましょうとか、農薬のラベルに使用上の注意事項が記載されているので使用者はラベルをよく読んで使用して下さい。

コーディネーター松尾さん：荒木さんの方から何かありませんか？

荒木さん：考え方次第であるかとは思いますが、今現在、携帯電話でも何でも、ものすごく情報にあふれたこの日本の中で、良いことも書いてあることもあれば、悪いことも書いてある中で、自分もフィスブックをやっているが、そこに書いてあることを信じて共有・シェアする。それが何であるか、本当にそう思っているからかもしれないがそれを鵜呑

みにするのではなくて、色々な視点から皆さんが考えて行動してほしいと思います。

コーディネーター松尾さん：質問と言うか、自分としてもそういう注意してやっていこうということですよ。

市川さん：今の荒木さんのご意見に関連して、一般の消費者というのは、色々なメディアから情報を受け取ります。新聞だったり、インターネットであったり、週刊誌であったりするわけですが、その中の情報は、本当に玉石混合とよく言われます。ただ、読み手である私達の頭というか、見るときは自分のほしい情報しか読まないと言われているんですね。そのため、自分の読んでいる、受け取っている情報というものは果たしてバランスのとれた情報なのか一度ときどき振り返ってみる必要があると思います。荒木さんのおっしゃったように、出されているものが全て立派な情報、正しい情報とは限らないというそういうクリティカルな面というのも大事なかなと思っています。

コーディネーター松尾さん：例えば、今までの経験の中で、そういう一方的でハランスのとれていないなーと農薬にまつわっての例はありますか

市川さん：農薬ではないですが、例えば、健康食品とか、そういうものが身体に良いとか、これで長生きできるとか、癌が治るとか、本当に冷静に考えれば絶対そんなものは無いよねと思われるというものも、何とか身体に良い物を探したいと思っていると。そういうもの情報をすーと受け取って通販で頼んでしまうと言うことはあると思います。

コーディネーター松尾さん：農薬のリスク管理で安全管理とかリスクか管理の話をしなくて



はいけないわけですが、時間が少なくなってきましたのでこの辺で、会場から質問を受けたいと思います。

会場からの質問：本山先生に伺いたい。今、ミツバチとの関連で一般的知見を近々の農薬との位置づけで解説頂きたい。

本山先生：非常に話題になっていることで、特にネオニコチノイド剤と呼ばれる殺虫剤の中には7成分登録がある。そのうちミツバチに対する毒性については、2剤は低毒性だが、5剤毒性が高いことで有名。これが、大量事故死とCCD（蜂群崩壊症候群）の原因ではないかと指摘されている。私のところの卒業生が10年位前に米国に留学していた時にこの問題について研究した。引用論文の一つは私達の論文である。

米国では精力的に研究がされ、現状ではCCDの原因は複数で、ダニも関わっているし、病気も関わっているし、ネオニコチノイド剤も関わっているかもしれないということで、また、長距離輸送によるストレスも関わっている。ネオニコチノイド剤がCCD原因とはなっていない。ただ、それも一部関わっているかもしれない。それを、日本ではミツバチが農薬に暴露されることによる大量死亡事故はあるわけです。それと一緒にたにされてしまって、まるでネオニコチノイド剤がミツバチの減少に関わっていると主張される方がおられるわけですが、これは正しくありません。実際、農水省が発表している日本に於けるミツバチの飼育蜂群数は過去10年来減っていない。但し、事故は起こっているらしい。それは今、農水省が新たに調査をしている。と言いますのは、ネオニコチノイド剤に限った

ことでは無いですが。殺虫剤は虫を防除するために殺虫活性が高いもの選ばれて農薬になっているわけですから、それを散布したところにハチを放せば事故で死ぬのは当たり前なのです。あるいはハチを放しているところに散布しているそのハチが死ぬのは当たり前なのです。これを防ぐためには農家が農薬を散布する農家とハチを放して蜜を集めている養蜂業者がうまくコミュニケーションをとって農薬を散布したところにはしばらくハチを放さない。ハチを放しているところには少し農薬散布を控える。こういうコミュニケーションが必要なのです。私の聞いた話では、ご当地長崎県は県の指導があるでしょうが、うまく機能していると聞いている。しかし、全国的に見ると農薬を管理している部署と、ミツバチを管理している部署が畜産ですから行政的に違う組織だし、それに養蜂業者が三つどもえの関係があって旨く機能していなくて事故が起きているところがあると聞いている。

司会：長崎県がどのような対策を講じているか県から説明して下さい。

長崎県農産園芸課中村係長：ミツバチ連絡協議会を5年ほど前に立ち上げておりまして、その情報共有等を主にしている。メンバーの中には養蜂業者、生産者、長崎県、全農、農協、農薬販売業者、関係者のそれぞれ入りまして情報の共有を図り、問題が起きないように体制作りをしている。話し合い等で事を旨く解決している。農薬散布時にはミツバチの巣箱を移動させたり、農薬が飛散しにくい剤を用いたり工夫して対応している。

コーディネーター松尾さん：絶対この農薬が原因とは分からないが、主に水稻栽培について、ミツバチも虫なので殺虫剤がミツバチにかかるると死ぬ、このため、長崎県では養蜂業者と



農家側が話し合いによりミツバチの巣箱を防除期には水田の側に置かないようにし、散布農薬の剤型変更等により問題解決に当たっている。

○消費者の立場から本山先生と長崎県の先生に残留基準値の問題について理屈のところを分かりやすく解説して頂きたい。日本の農産物については私を含めほぼ全員の消費者が日本の基準は厳しいし、安心して食べられると言うことは理解できていると思いますが、日本の農産物は、農家から出荷したものは洗わなくてもそのまま食べれるんだ。それほど安全なんだと言うことを言ってほしかった。

本山先生：農薬の残留分析は農家から出荷されたものをそのまま分析をしている。それで



も基準値以下で安全なので、畑から採ったものをそのまま食べても大丈夫なので消費者は安心して食して欲しい。

消費者市川さん：生産者、行政、政治家達には、消費者の安心なところまで踏み込んで頂きたい。安全は生産者、行政等が責任を持って提供して欲しい。安全な部分、消費者の心の部分は消費者自身が自分勉強して判断出来るようになって欲

しい。

○農薬のラベルのことについて質問

農薬のラベルのことについてなのですが、作物名、倍数、水の水量、これが、1000 倍～2000 倍、100リッター～300リッター。これが結局、100 リッターの3 倍もの差がある。この幅はどういうことか説明してほしい。

農薬工業会横田部長：農薬は圃場の作物の植栽状況、作物の生育ステージにより同じ希釈倍数でも、「十分量」、つまり農薬の使用量が異なってくる。具体的にはFAMIC で試験をし、そのような幅が生じていることを確認している。残留問題だけでなく、抵抗性の問題もあるのでラベルに従って使用して欲しい。

長崎県病害虫防除所：長崎県の場合は、使用者に誤解があるといけないので、病害虫防除基準では、希釈倍数しか表示させていない。

消費者市川さん：今日は若い長崎県農業者大学校の方がお見えになっているので、これから農業を目指す若い方々に老婆心ながらお願いしたい。今、農業は、後継者育成、担い手を増やすとかで国も非常に手厚く制度を作ったり、それからメディアが取り上げたり、ファッションのように取り上げられたりされている。

消費者は無農薬や有機農産物を望んでいる。とかを安易に判断するのではなく、「消費者は一体何を望んでいるのか」、「日本の農業には何が必要か」、「自分はどんな農業をしたいのか。」ご自分でしっかり判断し、これからの農業をして頂きたい。そして、私のような消費者に安くて美味しい農産物を提供して欲しい。そしたら、私はそういう農産物をしっかり買いたいと思います。頑張ってください。応援しております。

司会：そろそろ時間が無くなりました。本日は、知って安心、調べて安心というテーマでシンポジウムが開催した。農薬の役割、必要性、安全性について、どのように安全性が確保されているのかについて、消費者だけでなく、生産者も含めて議論していただいた。消費者と生産者が十分認識してお互い農薬との関わりにおいて信頼関係を作り上げることが必要。農薬も進歩しているので安全性も高くなっているが、化学物質であるので基準を守って適正使用する。保管管理、使用時の安全には十分注意し使って欲しい。

閉会挨拶：安全協長崎支部 野崎一也支部長

全国安全指導者協議会長崎県支部幹事を務めさせて頂いております温仙堂の野崎と申します。本日はお忙しい中、「農薬シンポジウム in 長崎」に多数出席して頂き誠に有難うございます。今週に入り、台風 8 号の影響で一先シンポジウム自体を開催するか中止するかの状況まで追い込まれましたが、幸い長崎県においては大きな被害はなく本日無事に開催でき、主催者一同胸をなでおろしているところであります。

私どもの安全指導者協議会は、長崎県に 13 名全国で 1,331 名の会員がおり農業に携わる方々へ農薬の保管管理、散布時のマスク、防除着の着用及びラベル厳守の徹底指導等日々安全啓蒙活動に努めております。

本日は、九州農政局、長崎県、農薬工業会各位のご協力の下、千葉大学名誉教授の本山先生、長崎県農産園芸課の中村係長、食のコミュニケーション円卓会議代表市川様、農薬工業会より横田技術部長、生産者の立場として荒木様、長崎県病害虫防除所の松尾所長様、なお、松尾所長にはコーディネーターとして取りまとめ、ありがとう御座いました。お陰様で、消

費者の皆様の疑問をわかりやすく説明して頂き、農薬の役割や安全性、病虫害防除の必要性を理解して頂けたのではないかと思います。



本日は、九州農政局、長崎県、農薬工業会各位のご協力の下、千葉大学名誉教授の本山先生、長崎県農産園芸課の中村係長、食のコミュニケーション円卓会議代表市川様、農薬工業会より横田技術部長、生産者の立場として荒木様、長崎県病虫害防除所の松尾所長様、なお、松尾所長にはコーディネーターとして取りまとめ、ありがとう御座いました。お陰様で、消費者の皆様の疑問をわかりやすく説明して頂き、農薬の役割や安全性、病虫害防除の必要性を理解して頂けたのではないかと思います。

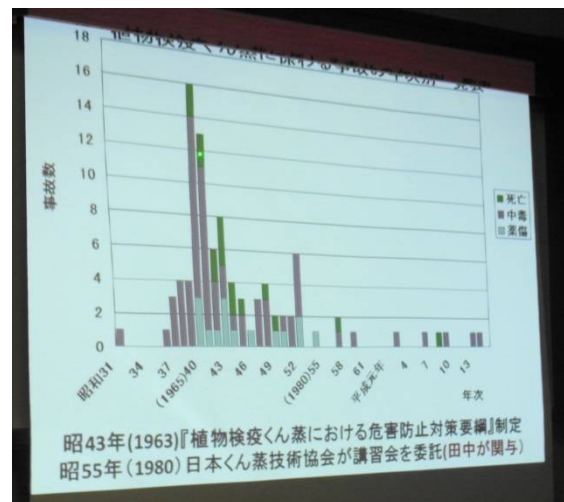
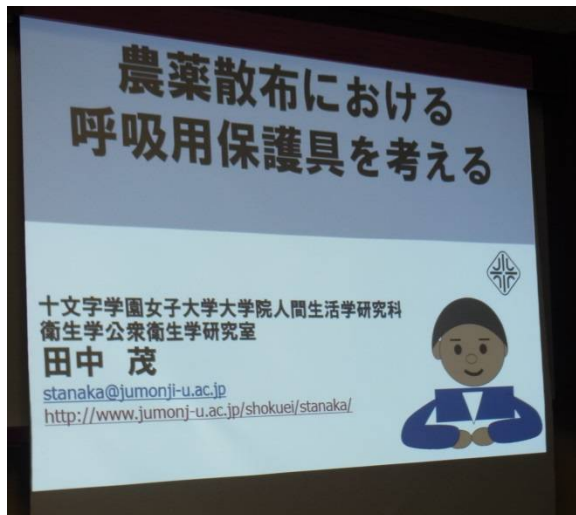
国内で生産される農産物が如何に安全であるかということで、私ども国内の自給率アップの為に貢献させて頂く所存でございますので、本日も来場の皆様、農産物の消費拡大に是非ともご協力賜ります様宜しくお願い致します。本日のシンポジウムにご協力下さった本山先生、松尾所長、中村係長、市川様、荒木様、横田部長様、関係各位の皆様また本日のシンポジウムに参加下さいました会場の皆様誠に有難うございました。これを持ちまして「農業シンポジウム in 長崎」を閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとう御座いました。と挨拶された。(M)

5. 農薬用保護マスク研究会

- ・日時：平成26年7月30日(水) 14:00~16:00
- ・場所：台東区民会館2階会議室
- ・議題：
 - 1) 平成25年度の事業報告
 - 2) 平成26年度の事業計画
 - 3) その他
- ・出席者：全農薬事務局(宮坂技術顧問)



開会にあたり挨拶する日くん協小林専務と、事業報告する大村事務局長
研究会開始当初からの十文字学園女子大学大学院の田中茂教授による「農薬散布に於ける呼吸用保護具を考える」と題した講演。通常マスクをしただけでは、50%も農薬を吸い込んでしまうとの発表があり、正しいマスクの装着の必要性を熱心に説明された。



組合員の動き等

代表者変更（敬称略）

【北海道】

組合員名：株式会社 丹波屋

代表者名（旧）小林利光 ⇒ 代表者名（新）：幸田幸弘

【香川県】

組合員名：株式会社 喜多猿八

代表者名（旧）：喜多克幸 ⇒ 代表者名（新）：喜多泰博

喜多克幸は代表取締役会長に就任

主な行事予定

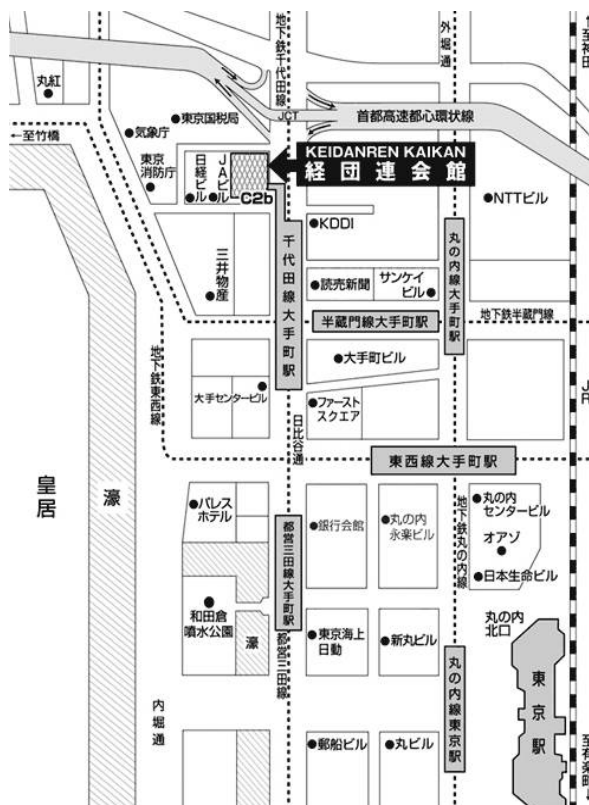
「全国農業協同組合」

【平成26年】

- 9月3日（水）～5日（金） 第2回農業安全コンサルタントリーダー研修会
 9月17日（水） 第267回理事会
 10月23日（木） 監査会
 11月18日（火） 第268回理事会
 11月19日（水） 第49回通常総会、第269回理事会、第37回全国集会
 全農業創立50周年記念式典（都内大手町経団連会館）
 12月10日（水） 第270回理事会

11月19日は大手町の経団連会館で記念式典を開催致します。

全農業創立50周年記念式典会場（東京都千代田区大手町経団連会館）



【植防関係団体行事】

（一社）植物防疫協会

9月29日（月）～10月3日 植物防疫研修会 （一社）日本植物防疫協会会議室

【公益財団法人 報農会】

第29回報農会シンポジウム

日時：平成26年9月30日（火）、10：15～17：00

場所：「北とぴあ」つつじホール

開会：10：15～10：30 挨拶 理事長 上路雅子

講演：10:30～11:20 一次から六次へ、埼玉から世界へ「今」だからできる農業の可能

性（有限会社 貴井園 貴井香織）

11:20～12:10 臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアル（(独)農研機構中央農業総合研究センター 津田新哉）

13:20～14:10 高知県における天敵を中心とした IPM について（高知県農業振興部 古味一洋）

14:20～15:00 飼料用米の生産現場での取り組み（岩手県花巻市農事組合法人遊新 高橋新悦）

15:10～16:00 水稻の減農薬栽培導入に関する経営的・環境評価（滋賀県立大学 環境科学部 増田清敬）

16:05～16:45 総合討論

全農薬からのお知らせ

平成26年度植物防疫地区協議会（植物防疫ブロック会議）

開催年月日	開催会議名	開催場所(会場)・連絡先
11月20日(木) 13:30～17:00 11月21日(金) 9:00～12:00	北海道・東北地区 植物防疫協議会	会場名：ハーネル仙台 住所：仙台市青葉区本町2丁目12-7 電話：022-222-1121
11月25日(火) 13:30～18:00 11月26日(水) 10:30～16:00	関東地区植物防疫協議会	会場名：さいたま新都心 合同庁舎2号館 住所：さいたま市中央区新都心2-1 電話：048-740-0101
11月25日(火) 13:00～17:15 11月26日(水) 9:00～12:00	北陸地区植物防疫協議会	会場名：金沢広坂合同庁舎大会議室 住所：金沢市広坂2丁目2番60号 電話：076-232-4106
11月27日(木) 13:00～17:00 11月28日(金) 9:00～12:00	東海・近畿地区 植物防疫事業検討会	会場名：桜華会館 住所：名古屋市中区三の丸7-2
11月11日(火) 13:30～17:00 11月12日(水) 9:00～12:00	中国・四国地区 植物防疫検討会	会場名：米子コンベンションセンター
11月13日(木) 13:00～17:00 11月14日(金) 9:00～12:00	九州・沖縄地区 植物防疫協議会	会場名：サンプラザ天文館 住所：鹿児島市

行政からのお知らせ

26消安第2342号
平成26年8月5日

全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

「平成24年度食品流通改善巡回点検指導事業（農産物安全対策業務）」及び
「平成24年度国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査」の調査点検
結果について

標記調査点検の結果については、平成26年7月16日付けで「国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について」としてプレスリリースしたところです。

また、別添のとおり不適正使用の傾向とその防止対策について取りまとめたので、貴職におかれましては、研修会、講習会、技術指導、農薬販売等のあらゆる機会を活用して、当該取りまとめ結果を踏まえた農薬の適正使用の徹底を図っていただくよう、特段の御協力をお願いします。

(別添)

食品流通改善巡回点検指導事業(農産物安全対策業務)及び国内産農産物に係る農薬の使用及び残留実態調査における農薬の使用状況調査結果からみた農薬の不適正使用の傾向とその防止対策

1 平成 24 年度調査における農薬の不適正使用について

調査対象とした 4,618 戸の農産物販売農家のうち、4,600 戸(99.61%)の農家は適正に使用していたが、18 戸の農家で、以下のような 22 件(のべ件数)の不適正な使用が認められた。

(1) 不適正使用の内容

ア 使用してはならない農作物へ誤って使用した事例(8件)

同じマメ科の「さやえんどう」に使用できることから「さやいんげん」にも使用できると思い誤って使用したものや、「〇〇乳剤」が当該作物に使用できることから同じ名称の「〇〇粉剤」も使用できると思い誤って使用したものなど、農薬ラベルの内容を十分に確認しなかったことによるもの。

イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例(3件)

希釈倍数 2000 倍のところ 1000 倍で使用したものや、1 株当たり 1～2 g のところ 5 g 使用したものなど。

ウ 使用時期を誤って使用した事例(6件)

収穫 14 日前までに使用する農薬であったが、生育状況が進んでしまい農薬の使用後日数を確話しなくて 11 日目で出荷したものや、は種時に使用すべきところ、は種から 8 日後に使用したものなど。

エ 使用回数を誤って使用した事例(5件)

同じ有効成分を含む農薬の総使用回数が 3 回までのところ、既に使用した農薬に同じ有効成分が含まれていることに気づけなかったため 4 回使用したものなど。

(2) 不適正な使用が複数の農家で認められた農作物

さやいんげん、にんじん、ねぎ、にら

(注) のべ件数：1 戸の農家で 2 種類の不適正な使用が認められた場合、2 件として計算。

2. 農薬の不適正使用の防止対策

(1) 基本事項

ア 農薬は、適用農作物、使用量又は希釈濃度、使用時期及び使用回数を遵守して使用しなければならないことを認識し、農薬の使用前に農薬のラベルを必ず確認する。

イ 農薬の使用状況を把握するため、使用場所、使用農作物、使用年月日、農薬の種類、使用量又は希釈倍数、使用回数等を農薬の使用記録簿に記録する。

ウ 農薬の使用記録簿は、農薬の使用現場で常に確認できるようにし、農薬の使用前のラベル確認時に、既に使用した農薬についても確認し、総使用回数を超過しないよう使用する。

(2) 適用農作物

ア 病害虫の発生により直ちに農薬を使用する必要がある場合であっても、必ず農薬のラベルにより適用農作物を確認する。

イ 農薬の適用農作物は製剤ごとに異なるため、同一の有効成分を含有する農薬であっても、使用前にラベルにより必ず適用の有無を確認する。

ウ 同じ科に属する農作物に適用があっても、農薬を使用しようとする農作物に適用があるとは限らないため、使用前にラベルにより必ず確認する。

(3) 使用量又は希釈倍数

農薬の使用量又は希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることから、ラベルに記載された使用量・希釈倍数を遵守する。

(4) 使用時期

ア 農薬の使用前に、農薬のラベルを確認し、使用時期と農作物の収穫・出荷予定日の関係を確認する。特に、使用時期の設定が長い農薬については、収穫・出荷までの日数に余裕を設ける。

イ 農作物の収穫・出荷前に、農薬の使用記録により農薬の使用後日数が経過しているかどうか再度確認する。

(5) 使用回数

農薬の使用記録簿について、製剤及び有効成分の使用回数を確認できるよう工夫する。また、農薬の使用前に使用記録簿と農薬のラベルにより使用回数を確認する。

なお、別紙1「農家の皆さんへ」及び別紙2「農薬使用チェックシート」については、農家向け配布資料として研修会等で活用されたい。

農家の皆さんへ

農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し、使用記録の記帳を行いましょう。

間違いやすい原因を、下表に取りまとめました。こうしたことにも十分注意して農薬を使用しましょう。

事 項	主 な 原 因	対 処 方 法
適用のない農作物への使用	適用があるとの思いこみ (剤型の異なる農薬) (類似した農作物に使用)	・ 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。必ずラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。 ・ 類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。必ず ラベルに使用したい農作物が記載されているか確認しましょう。
使用量又は希釈倍数の誤り	使用量又は希釈倍数の確認もれ	・ 農薬は効果を確認した使用量又は希釈濃度が定められています。必ずラベルの使用量又は希釈濃度を確認しましょう。
使用時期の誤り	使用時期の確認もれ 経過日数の確認もれ	・ 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定目までの日数が確保されているか確認しましょう。(特に、収穫までの日数が長い農薬は、余裕のある口数を確保するよう心がけましょう) ・ 農作物を収穫するときには、農薬を使用した目からの日数が使用時期に定められた期間を経過しているか必ず確認しましょう。
使用回数の誤り	同一有効成分を含む農薬の併用	・ 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録には有効成分ごとの使用回数を記載するようにし、必ず使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。

農薬使用チェックシート

1 農薬使用前にはラベルと使用記録簿を確認しましょう！

- ☐ 農薬を使用する農作物は、ラベルに記載されていますか
- ☐ 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲ですか
- ☐ 農作物の収穫・出荷予定日までの日数は、ラベルに記載されている使用時期（収穫〇日前）以上の日数がありますか
- ☐ 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内ですか
- ☐ 使用する農薬は、ラベルに記載されている最終有効年月以内ですか
- ☐ ラベルに記載されている注意事項を守っていますか

2 農薬使用後には使用記録簿に記録を付けましょう！

- ☐ 農薬を使用したほ場を記載しましたか
- ☐ 農薬を使用した農作物を記載しましたか
- ☐ 農薬を使用した年月日を記載しましたか
- ☐ 使用した全ての農薬について、種類ごとに記載しましたか
- ☐ 使用した農薬の量（希釈倍数）を記載しましたか
- ☐ 使用した農薬の回数を記載しましたか
- ☐ 使用した農薬に含まれる有効成分の使用は、当該作物に対して何回目の使用に当たるのかを記載しましたか

3 農作物の収穫・出荷前には使用記録簿を確認しましょう！

- ☐ 使用した農薬は、収穫・出荷する農作物に使用できる農薬でしたか
- ☐ 農薬の使用量（希釈濃度）は、ラベルに記載されている範囲でしたか
- ☐ 農薬を使用した日から、農薬の使用時期（収穫〇日前）以上の日数が経過していますか
- ☐ 農薬の使用回数は、ラベルに記載されている使用回数（本剤の使用回数及び〇〇を含む農薬の総使用回数）以内でしたか

ノウゼンカヅラ（凌霄花）

ノウゼンカヅラの学名：*Campsis grandiflora* 英名：**Chinese Trumpet Vine**,



全農薬事務所の近所に今川橋跡が保存されている。今川跡が中央区と千代田区の境界線になっており、この記念碑の側に、枝を長く延ばした樹木全体に、



ハッとするような鮮やかな色の花を付け、日に日に咲かせるノウゼンカヅラが咲いている。樹勢が非常に強く丈夫な花木であり、地下茎を延ばし、ひこばえを周囲に芽生えさせ繁殖する。

落花すると、蜜がたれ周りを湿らすほど。その蜜に、話題になっているミツバチは、ここでは元気で、目ざとく姿を現す。

いつものうんちくで、学名の *Campsis*（カンブシス）はギリシャ語に由来し、おしべの形



が曲がっているところから「*Kampsis* (湾曲、曲がっている)」また、*grandiflora* は、花が大きいことから命名。日本で栽培されている「ノウゼンカヅラ」は中国原産で平安時代に渡来されたといわれている。名前の由来は、古名「のせう」が変化して「のうぜん」になったとも、「凌霄」の音読みの「りょうしょう」が変じて「のしょう」になったとの説もある。「凌霄花」は漢名からで、「凌」は「しのぐ」、「霄」は「そら」

の意味で、つるが木にまといつき天空を凌ぐほど 霄は「空」「雲」の意味があり、空に向かって高く咲く花の姿を表しているともこの本に書かれている。

○ 正岡子規の俳句に「家毎に凌霄咲ける温泉（いでゆ）かな」がある。

とても寿命の長い木で、石川県金沢市の玉泉園には、豊臣秀吉が朝鮮出兵の折に持ち帰ったとされる、樹齢 400 年になるノウゼンカヅラの古木があるとのこと。古来より寺社などで栽培され、近年は庭園樹として重要な位置を占めています。

花言葉：栄光、名声、名誉、光栄、華のある人生